令和８年度生コン割増運賃対象地域図

注意：運搬加算については、実際の取引に基づき単価決定しているため、取引実態のない路線は単価設定されていない。

国 中 1：中北建設事務所管内（峡北支所管内、南アルプス市は除く）、峡東建設事務所管内のうち笛吹市の区域とする。
国 中 2：峡東建設事務所管内のうち甲州市、山梨市の区域とする。
国 中 3：峡南建設事務所管内のうち林道南アルプス線沿線を除いた区域とする。
国 中 4：中北建設事務所峡北支所管内とする。
国 中 5：中北建設事務所管内のうち南アルプス市の区域とする。
郡 内 1：富士・東部建設事務所吉田支所管内のうち西桂町、道志村を除いた区域とする。
郡 内 2：富士・東部建設事務所管内のうち大月市、上野原市、都留市、富士・東部建設事務所吉田支所管内のうち西桂町、道志村の区域とする。
小　　菅：富士・東部建設事務所管内のうち小菅村の区域とする。
丹 波 山：富士・東部建設事務所管内のうち丹波山村の区域とする。

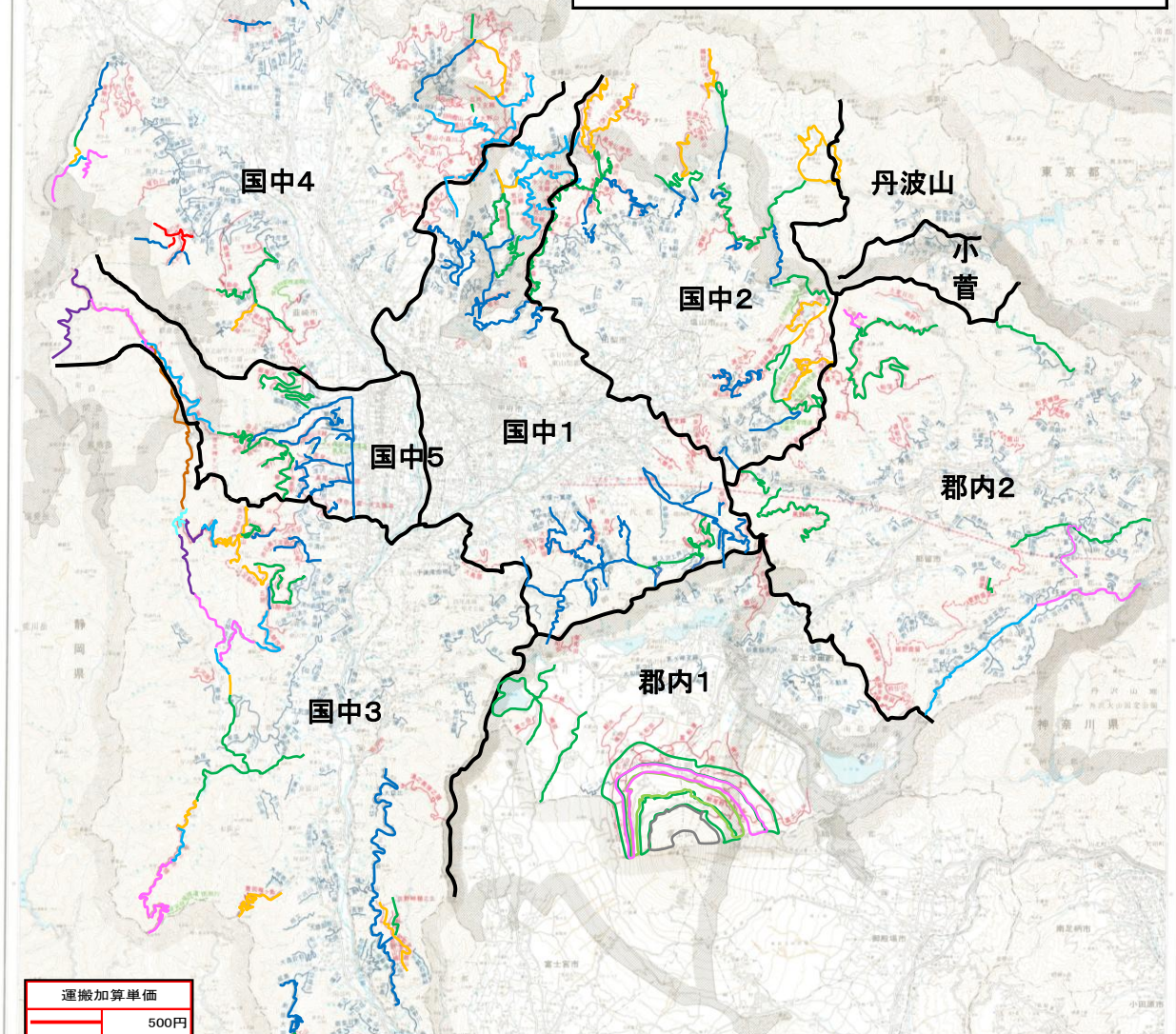

運搬加算単価	
	500円
	1,000円
	1,500円
	2,000円
	2,500円
	3,000円
	3,500円
	4,000円
	4,500円
	5,000円
	5,500円
	6,000円
	6,500円
	7,500円

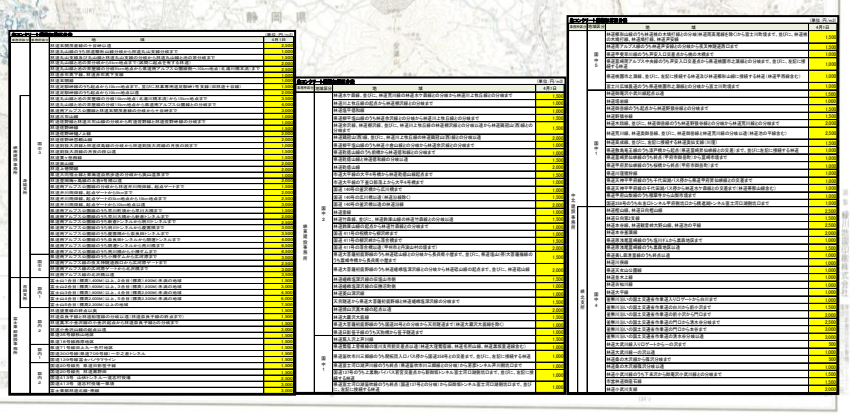

平成十五年九月　山梨県森林環境部治山林道課